
第2章 整備基本方針

第2章 整備基本方針	9
第1節 整備基本方針について	9
1. 検討委員会における検討の経緯について	9
2. 整備基本方針とその主旨について	9
第2節 整備基本方針の活用と今後の展開	11

第2章 整備基本方針

検討委員会において取りまとめられた新ごみ焼却施設整備に関する整備基本方針は、新ごみ焼却施設の計画、設計、建設、運営に関する基本的方向性を示す方針として位置付けるものです。

ここに定める整備基本方針は、整備基本計画の策定に限らず、今後の新ごみ焼却施設整備の計画進行や施設運営においても、基本的方向性を示す方針として位置付けるものとします。

第1節 整備基本方針について

1. 検討委員会における検討の経緯について

新ごみ焼却施設整備に関する整備基本方針は、本施設の計画、設計、建設、運営に関する基本的方向性を示す方針として位置付けるものとして、検討委員会において市民目線の考え方のもとで検討が進められました。

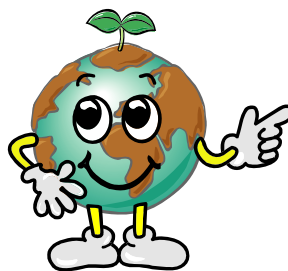
検討委員会で導き出された整備基本方針とその主旨は、クリーンランドにおいて市民に公表し意見を募り、検討委員会では両市市民より示された意見について確認し、最終的に検討委員会報告書に取りまとめられました。

2. 整備基本方針とその主旨について

検討委員会報告書では「環境に配慮した施設」「安全で安心な市民に愛され貢献する施設」「経済性に優れた施設」の3つの整備基本方針を定め、その意図する主旨が附されています。また、整備基本方針は、優先順位を定めることなく、便宜上、その記載順位のみを定めることとされました。

整備基本方針1：環境に配慮した施設

新ごみ焼却施設においては、ごみ処理に伴う環境への影響がないよう、法規制への対応に留まらず万全の環境保全対策を講じることが必要です。さらに、自然環境や景観との調和に配慮し、3R^{※1}を踏まえた低炭素社会・循環型社会形成に向けた先導的役割を有するとともに、経済性を含めた総合的な見地から最良の環境保全技術が導入されることが必要です。また、ごみエネルギーの効率的利用などにより、環境保全促進としての機能も期待するものとします。



3R^{※1} 「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれます。
出典：環境省編「循環型社会白書 平成17年版」

整備基本方針2：安全で安心な市民に愛され貢献する施設

新ごみ焼却施設は、豊中市・伊丹市の市民のライフラインを支え、市民生活に貢献するかけがえのない施設です。このため、万全の安全性や危機管理及び環境保全が考慮され、地域や作業環境にとって安全・安心が確保されていること、同時に「この施設があってよかった」と感じてもらえる、「また訪ねてみよう」と思ってもらえるような、市民に親しまれ市民生活に貢献する施設であることが望まれます。



整備基本方針3：経済性に優れた施設

新ごみ焼却施設は、市民や国民の税金により建設・運営されるものであることを強く認識することが必要です。このため、常に経済性とのバランスに気配りを行うとともに、単に建設費だけでなく、効率的で効果的な運営が可能な施設であること等を通じて、維持管理費を含めたライフサイクルコストが縮減された施設であることが望まれます。



第2節 整備基本方針の活用と今後の展開

ここに定める整備基本方針は、整備基本計画の策定に限らず、今後の新ごみ焼却施設整備の計画進行や施設運営においても、基本的方向性を示す方針として取り扱うものとします。

検討委員会で定めた整備基本方針の活用と今後の展開について以下に例示します。

技術委員会の活用例

技術委員会では、検討委員会より報告された3つの整備基本方針とその主旨を確認し、一連の検討では、これらへの整合に十分な配慮が講じられています。以下に代表的な活用例を示します。

○ 処理方式の検討

技術委員会における処理方式の検討では、処理方式評価の評価視点を定めるにあたって、「整備基本方針」に対応した評価項目を定め、これに基づく処理方式の評価が行われました。

○ 公害防止基準並びに高効率発電計画の検討

公害防止基準と高効率発電計画の検討においては、「整備基本方針」とその主旨に基づくものとし、本施設に求められる自主規制レベルと高効率発電計画の両立を目指した技術的施策を検討しました。

今後の展開例

次年度においては、建設工事請負事業者の選定に向けた手続きを進めるものとしませんが、その実施手法は「整備基本方針」をより効果的に具現化する整備手法として総合評価型一般競争入札を採用することを整備基本計画で決めました。

また、総合評価型での事業者選定においては、競争参加者の提案内容を客観的に評価するための選定基準を定める必要があり、その際の考え方の参考に「整備基本方針」の活用を予定します。これにより建設工事入札に参加する民間事業者からは、「整備基本方針」をより高いレベルで具体化するための技術提案（施設設計）が期待され、「整備基本方針」に基づいた施設の設計施工が可能となります。